

特定非営利活動法人石西防災研究所 倫理・利益相反行為・コンプライアンス及び 公益通報制度に関する規程

第1章・総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人石西防災研究所（以下「当法人」という。）の定款第5条に基づいて実施する事業の実施にあたり、倫理・利益相反行為・コンプライアンス及び公益通報制度について必要な事項を定め、事業者、利用者等の権利擁護を図り、もって当法人に対する社会的信頼の一層の向上に資することを目的とする。

(組織の使命及び社会的責任)

第2条 当法人は、その設立目的に従い、災害で悲しむ人を無くすという重大な責務を負っていることを十分認識して、事業運営に当たらなければならない。

(社会的信用の維持)

第3条 当法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

第2章・倫理及び利益相反行為

(基本的人権の尊重)

第4条 当法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

(法令等の遵守)

第5条 当法人は、関連法令及び当法人の定款、倫理・コンプライアンス・利益相反行為に関する規程、その他の規程、内規を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

2. 当法人は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

3. 当法人の役員及び職員（以下「役職員」という。）は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、躊躇することなく本規定第3章に則り対応しなければならない。

(私的利益追求の禁止)

第6条 当法人の役職員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

(利益相反等の防止及び開示)

第7条 当法人は、利益相反を防止することを示すため、役員の職歴及び賞罰について自己申告をさせるとともに、情報公開規程に基づき公開しなければならない。

2. 当法人は、総会又は理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する会員又は役員を除いて行わなければならない。

3. 当法人は、利益相反防止のため、役職員に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自己申告させ、たうえで適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る。

4. 資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐため、別添に掲げるような行為をしてはならない。やむを得ない理由によりかかる行為を行う場合には、事前に理事長に書面で申告するものとする。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第8条 役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

2 助成事業等を行うにあたり、理事、監事、会員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与える行為を行ってはならない。

(情報開示及び説明責任)

第9条 当法人は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第10条 当法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研鑽)

第11条 当法人の役職員は、災害・自然体験活動・有害生物対策における社会的課題や問題解決の促進に関する情報収集及びその分析を行い、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(規程遵守の確保)

第12条 当法人は、必要あるときは総会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

第3章・コンプライアンス

(コンプライアンスの定義)

第13条 ここでいう「コンプライアンス」は本規程第2章の理念に則り、当法人に適用又は適用の可能性のある法令、定款又は内部規程の遵守をいう。

(コンプライアンスの目的)

第14条 第13条で定義するコンプライアンス上の問題を的確に管理及び処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施及び運営の原則を定める。

(コンプライアンスの基本方針)

第15条 役職員は、法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務

遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

(コンプライアンスに係る組織)

第16条 この法人のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。

- (1) コンプライアンス担当理事
- (2) コンプライアンス委員会
- (3) コンプライアンス統括部門

(コンプライアンス担当理事)

第17条 コンプライアンス担当理事は、副理事長とする。コンプライアンス担当理事は、理事会に対し、定期的に当法人のコンプライアンスの状況について、報告する。

2 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策を立案し、実施する責務を有する。

3 コンプライアンス担当理事の役割及び権限は以下のとおりとする。

- (1) コンプライアンス施策の実施の最終責任者
- (2) コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者
- (3) コンプライアンス委員会の委員長

(コンプライアンス委員会)

第18条 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当理事を委員長とし、会員の互選により選出された委員及び外部有識者を委員として構成する。

2 コンプライアンス委員会は、以下の事項を遂行する。

- (1) コンプライアンス施策の検討及び実施
- (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- (3) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討
- (4) コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
- (5) 本項第3号の原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに本項第4号の処分及び再発防止策の公表
- (6) その他コンプライアンス担当理事が指示した事項

(コンプライアンス委員会の開催)

第19条 コンプライアンス委員会は、委員長の招集により開催する。

2 委員長は、委員や会員からの申し出等により必要があると認めるときは、臨時委員会をいつでも招集することができる。

(コンプライアンス統括部門)

第20条 当法人の総務部をコンプライアンス統括部門とする。

2 コンプライアンス統括部門は、コンプライアンス体制及びその整備にかかわる企画、推進及び統括を所管し、コンプライアンス体制の実効性を挙げるための方針や施策等を検討し、実施する。

3 コンプライアンス統括部門は、コンプライアンス施策の進捗状況その他のコンプライアンスにかかわる事項をコンプライアンス担当理事及びコンプライアンス委員会に定期的かつ必要に応じて報告する。

(報告、連絡及び相談ルート)

第21条 役職員はコンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合

は、速やかにコンプライアンス担当理事に報告する。ただし、内部通報規程に基づく通報等を行った場合はこの限りでない。

2. コンプライアンス担当理事は、前項の報告でコンプライアンス違反行為又はその恐れがあることを知ったときは、直ちに事実関係の調査を行い、対応方針を確定し実施する。
(懲戒等)

第22条 職員が第20条第1項から第3項に定める報告を適切に行わなかった場合には、それらの者を懲戒処分とする。

2 懲戒処分の内容は、当該処分の対象者が役員（監事を除く。以下本条において同じ。）の場合は戒告とし、職員の場合は就業規則に従い戒告、譴責、減給、出勤停止、降職・降格、諭旨退職又は懲戒解雇とする。ただし、役員の場合、自主的に報酬を減額することを妨げない。

3 前項の懲戒処分は、役員については理事会が決議し、職員については、懲罰委員会の決定を受けて理事長がこれを行う。

第4章・公益通報制度

(公益通報制度の目的)

第23条 当法人は、不正行為による不祥事の防止及び早期発見、自浄作用の向上、風評リスクの管理及びこの法人に対する社会的信頼の確保のため、公益通報制度を設ける。

(対象者)

第24条 本章は全ての役職員に対して適用する。

(通報等)

第25条 当法人又は役職員の不正行為が生じ、又は生じるおそれがある場合、役職員（この法人が行う事業に直接的又は間接的に関係する者を含む。）は、この規程の定めるところにより、通報、申告又は相談をすることができる。

2 通報等を行った者、及び通報等を行った者に協力した役職員及び当該通報等に基づく調査に積極的に関与した役職員（以下、「通報者等」という。）は、本規程による保護の対象となる。

3 申告事項が生じ、又は生じるおそれがあることを知った役職員は、この規程に基づき、通報等を積極的に行うよう努めるものとする。

(相談窓口及び通報窓口)

第26条 当法人は、役職員が不正行為等の相談・通報するための窓口（以下「公益通報担当窓口」という。）を設ける。

2 役職員は次の窓口で相談・通報することができる。

- (1) コンプライアンス担当理事
- (2) 監事
- (3) JANPIA 資金分配団体等役職員専用ヘルプライン
(公益通報担当窓口での対応)

第27条 公益通報担当窓口は、申告事項について受け付け、その対応を行う

2 通報等を受けた公益通報担当窓口の担当者は、通報者に対して、通報等を受けた日から20日以内に、通報等を受けた事項につき調査を行う旨の通知又は調査を行わないことに正当な理由がある場合には当該理由を明らかにしたうえで、調査を行わない旨の通知を行うものとする。ただし、通報者が当該通知を希望していない場合、匿名による通報等であるため通報者への通知が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

(調査結果の通知等)

第28条 通報等調査を担当した部署は、通報等調査について調査した結果を、速やかに通報等を受け付けた公益通報担当窓口、コンプライアンス担当理事及び理事長に対して通知するものとする。ただし、通報等の対象となった者の個人情報の取扱いについては、プライバシーの侵害とならないよう、十分注意するものとする。

2. 公益通報担当窓口は、通報等に基づく調査の後、遅滞なく、通報者に対してその内容を通知する。ただし、通報者に対して通知を行うことが困難な場合はこの限りではない。また、通報等の対象となった者の個人情報の取扱いについては、プライバシーの侵害とならないよう、十分注意するものとする。

(調査結果に基づく対応)

第29条 コンプライアンス担当理事又は通報等の対象となった業務の執行を担当する理事は、通報等に基づく調査の結果、不正行為が存在するとの報告を受けた場合、直ちにコンプライアンス委員会に報告するとともに、事実関係の調査を行い、又は当該不正行為を中止するよう命令し、必要に応じて懲戒処分、刑事告発又は再発防止措置等の対応を行う等、速やかに必要な措置を講じる。

2 通報者等が当該調査対象である申告事項に関与していた場合、懲戒処分その他の取扱いにおいて、通報等、通報者への協力及び通報等に基づく調査への積極的な関与をしたことを斟酌することができる。

3 コンプライアンス担当理事は、通報等調査の結果及びそれに対する対応の概要(ただし、通報者等の氏名を除く。)を、速やかに理事会において報告するとともに、遅滞なくこれを公表するものとする。

(情報の記録と管理)

第30条 通報等を受けた公益通報担当窓口及び調査担当部署は、通報者等の氏名(匿名の場合を除く。)、通報等の経緯、その内容及び証拠等を部署内において記録し、保管するものとする。

2 通報等を受けた公益通報担当窓口、調査担当部署又はコンプライアンス委員会に関与する者その他通報等に係る情報を取得した者は、その情報に関して秘密を保持しなければならず、外部の調査機関に当該情報を開示する場合には、当該開示を受けた者が第三者に当該情報を開示し、又は漏洩することを防止する措置を講じるものとする。

3 役職員は、公益通報担当窓口又は調査担当部署に対して、通報者特定情報の開示を求めてはならない。

(不利益処分等の禁止)

第31条 当法人の役職員は、通報者等が通報等を行ったこと、通報者に協力したこと又

は通報等に基づく調査に積極的に関与したことを理由として、通報者等に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課におけるマイナス評価等、通報者等に対して不利益な処分又は措置を行ってはならない。

(懲戒等)

第32条 個人に関する根拠のない誹謗中傷を内容とする通報等を行った場合、第30条第2項に規定する者が通報者等の氏名その他通報等に係る情報を開示し、若しくは漏洩した場合、役職員が通報者等の氏名等通報者等に関する情報の開示を求めた場合又は前条の規定に違反した場合には、情状によりそれらの者を、懲戒処分に処す。

2 懲戒処分の内容は、当該処分の対象者が役員（監事を除く。以下本条において同じ。）の場合は、戒告とし、職員の場合は、就業規則に従い戒告、譴責、減給、出勤停止、降職・降格、諭旨退職又は懲戒解雇とする。ただし、役員の場合、自主的に報酬を減額することを妨げない。

3 前項の懲戒処分は、役員については理事会が決議し、職員については、懲罰委員会の決定を受けて代表理事がこれを行う。

(内部通報制度に関する教育)

第33条 当法人は、役職員に対して、公益通報者保護制度を含む内部通報制度に関する研修を定期的に行い、役職員はこの研修を積極的に受講するものとする。

(改廃)

第34条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付則 この規程は令和5年10月6日から施行する。

この規定は令和6年5月31日から施行する。

別添

1. 資金分配団体若しくは民間公益活動を行う団体又はこれらの団体になり得る団体等（以下「資金分配団体等」という。）の役員又はこれに準ずるものに就くこと。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

2. 資金分配団体等又はその役員若しくはこれに準ずるもの若しくは従業員（以下「資金分配団体等役職員」という。）から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとして提供される場合を含む。）を受けること。ただし、資金分配団体等又は資金分配団体等役職員から、これらの者の負担の有無にかかわらず、物品若しくは不動産を購入した若しくは貸与を受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価が無償又は著しく低いときは、相当な対価の額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

3. 資金分配団体等又は資金分配団体等役職員から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けは、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。

4. 資金分配団体等又は資金分配団体等役職員から未公開株式を譲り受けること。

5. 資金分配団体等又は資金分配団体等役職員から供応接待を受けること。

6. 資金分配団体等役職員と共に遊技又はゴルフをすること。

7. 資金分配団体等役職員と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。

8. 資金分配団体等又は資金分配団体等役職員をして、第三者に対し前2号から7号に掲げる行為をさせること。